

北杜市役所本庁舎再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市告示第1号）に基づき、北杜市役所本庁舎再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）に係る契約に関し、公募型プロポーザルにより受注者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

1 プロポーザルの事業名等

(1) 事業名

北杜市役所本庁舎再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）

(2) 概要

本プロポーザルの実施要領は、北杜市再生可能エネルギーマスタープランに基づいた施策として、北杜市役所本庁舎再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）を実施するにあたり、公募による複数業者からの提案内容を比較検討し、本市の示す条件を網羅し、最も優れた提案を事業化するためのものである。

なお、本事業に応募しようとする事業者は、参加申込書を提出し、参加資格を有すると市から通知を受けた後、市が提示する公共施設の屋根に構造上の耐久性と安全性、事業採算性が見込めることを市に事業計画書として提出するものとする。

(3) 事業内容

行政財産の使用許可による公共施設の屋根を活用した太陽光発電設備等事業とする。なお、詳細は別紙仕様書のとおりとする。

(4) 事業期間

太陽光発電設備等の設置撤去に係る期間と20年間の期間を加えた期間とし、使用許可を受けた日から最長で22年とする。ただし、履行期間中に公共施設を移転又は廃止するときは市と協議することとする。

2 担当部局

北杜市市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

郵便番号 408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

電子メールアドレス kankyoushi@city.hokuto.yamanashi.jp

電話番号 0551-42-1341

ファックス番号 0551-42-1123

3 参加資格要件

参加申込み時において、次の各号に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。ただし複数事業者の連合体（共同企業体（JV）等を含む、以下「連合体」という。）、事業協同組合、特別目的会社など、提出する事業計画書の内容に即した形態でも構わない。
- (2) 北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領第4条に規定する者であって、山梨県内に本店、支店または営業所があること（連合体の場合は構成員のいずれかの団体が山梨県内に本店、支店または営業所があること）とする。ただし、本事業内容の特殊性などを考慮し北杜市入札参加名簿に登録された者以外の参加を認めるものとする。

なお、北杜市入札参加資格者名簿に登録された者以外が参加申込を行う場合は、次に示す書類を持参又は郵送にて提出すること。

- ①競争入札参加資格審査申請書類チェックシート（指定様式）
- ②競争入札参加資格審査申請書（指定様式）
- ③営業所一覧（任意様式）
- ④財務諸表
- ⑤国税に未納がない証明書（写）
- ⑥都道府県税に未納がない証明書（写）
- ⑦区市町村税に未納がない証明書（写）
- ⑧登録証明書
- ⑨履歴事項全部事項証明書（写）
- ⑩使用印鑑届（指定様式）
- ⑪印鑑証明書
- ⑫営業経歴書（指定様式）
- ⑬委任状（指定様式）
- ⑭誓約書（指定様式）
- ⑮役員等名簿（指定様式）
- ⑯営業の沿革及び事業経歴書（任意様式）

- (3) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。

4 参加申込み手続、募集期間及び申込方法

(1) 参加申込み手続

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、参加募集期間内に（4）以下に定める書類を提出すること。

(2) 募集期間

令和4年5月2日(月)午前8時30分から

令和4年5月24日(火)午後5時まで

(3) 申込方法

次の書類をFAX、メール又は持参により提出すること。なお、提出期限までに到着しない参加申出書は受け付けない。

なお、FAX及びメールを送信した場合は、事務局に電話にて着信確認を行うこと。

(4) 提出書類

提出書類は下記のとおりとする。

なお、北杜市入札参加資格者名簿に登録された者以外が参加申し込みを行う場合は3(2)に留意すること。

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

ウ 工事实績調書(様式第3号)及び実績を証明する書類(契約書の写し等)

エ 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類

オ 複数事業者の連合体(以下「共同企業体」という。)の場合は、次の書類を併せて提出すること。

(ア) 共同企業体構成員及び役割表(様式第8号)

(イ) 共同企業体構成員の会社概要及び国税及び地方税の滞納がないことを証する書類

(5) 提出先(送信先)

北杜市役所市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

郵便番号408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

電子メールアドレス kankyuu@city.hokuto.yamanashi.jp

電話番号0551-42-1341(直通)

FAX番号0551-42-1123

(6) その他

参加資格の有無については、書類を収受した日から3日以内(閉庁日を除く。)に担当部局から申込者に対して電話により連絡した後、プロポーザル参加資格確認の通知をする。

5 説明会の開催の有無

(1) 施設の図面等閲覧期間

参加申し込みを希望する事業者は次の期間に対象施設等(平面図、立面図、現地図、基礎図、構造計算書(ただし、構造計算書がない施設においては断

面図と矩計図等とする))の閲覧ができる。閲覧を希望する事業者は電話にて事前に申し込みを行うこと。

令和4年5月2日(月)から令和4年5月16日(月)まで(閉庁日を除く)午前8時30分から午後5時まで。

(2) 施設屋根等の見学

事業計画書を提出しようとする事業者は、次の期間に屋根及び施設の外観を見学することができる。見学を希望する事業者は電話にて申込を行うこと。なお、記載以外の見学については要相談とする。

令和4年5月2日(月)から令和4年5月16日(月)まで(閉庁日を除く)午前8時30分から午後5時まで。

6 提案書等の作成方法等

(1) 提案書等の作成方法

ア A4縦書きを基本とし、ポイント数は10.5以上とする。また、図表内の文字についてはその限りではない。

イ 刷色は、白黒、彩色は問わない。また、多量記載は避け、見やすさに留意すること。

ウ 他の資料等からの引用、抜粋を使用する場合は出典を明記すること。

エ 著作権を有する資料等の無断転載はしないこと。

(2) 提案内容

別紙仕様書に基づいた内容とする。

(3) 提案書の様式

ア 企画提案書(様式第5号)

イ 工事実施体制・配置技術者調書(様式第6号)

ウ 工事実施方針(様式は任意とする。)

エ 工程表(様式は任意とする。)

オ 事業費等計画書(様式は任意とする。)

カ 太陽光パネル、付属設備のカタログ、パンフレット等

キ 資金調達内訳及び収支計画書(様式は任意とする。)

(4) 提出方法

持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること。

ア 持参の場合 募集期間内(閉庁日を除く。)に提出先に持参すること。

イ 郵送の場合 募集期間内に郵送記録がわかる方法により郵送すること。

(5) 提出先(送付先)

北杜市役所市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

郵便番号408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

- (6) 提出期限
令和4年5月24日(火)午後5時まで
- (7) 提出部数
原本1部、写し9部
- (8) 記入上の注意事項
別紙仕様書に記載されている事項を明確に記入すること。
- (9) 提出書類及び著作権等の取扱い
提出書類及び著作権の取扱いは次のとおりとする。
 - ア 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提出者に帰属する。
 - イ 提出書類に含まれる第三者の著作物の使用に関する責は、提出者が負う。
 - ウ 提出書類は、提出者に本プロポーザルに関する事業において使用し、必要な範囲において複製するが本プロポーザルに関する事業以外には使用しない。
 - エ 提出書類は返却しない。

7 質疑応答

質問及び回答は次のとおりとする。

- (1) 質問は、質問書(様式第4号)を用い、ファックスにより受け付けるものとし、電話又は来訪による口頭での質問並びに評価又は審査に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 前号の場合において、当該参加者は担当部局にファックスの着信確認を電話により行うこと。
- (3) 質問の受付は、令和4年5月2日(月)から令和4年5月16日(月)まで(閉庁日を除く)午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、受付の翌日から起算して3日以内に市のホームページにおいて行う。ただし、閉庁日は受付の起算日に含めないものとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- (3) 応募資格に違反している場合
- (4) その他不正行為があった場合

9 審査方法、スケジュール及び審査結果の通知等

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、北杜市役所本庁舎再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 一次審査（書類選考）

ア 選考方法

審査委員会及び事務局が提出された申請書類を北杜市役所本庁舎再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）公募型プロポーザル選考評価基準（以下「選考評価基準」という。）に従って審査し、得点の上位5者程度を選定する。

イ 選考評価基準（一次審査）

一次審査評価基準は以下の項目とする。

- 1 会社・団体等（連合体）の実績
- 2 発電規模
- 3 市への売電価格

なお、詳細は評価基準表によるものとする。

ウ 一次審査の結果報告

一次審査の結果については、参加者全員に「プロポーザル参加資格確認通知書別紙1又は別紙2」により、令和4年5月26日までに、応募者に対してF A X及び電子メールにて連絡する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 選考方法

審査委員会が提出された申請書類を選考評価基準に従って審査し、審査委員会の審査順位で最も多く1位を獲得した者を特定者（優先交渉権者）とする。その次に多く1位を獲得した応募者を次点とする。同点となった場合または次点の選定において1位を獲得できない場合は獲得した点数の多い者を選定する。

なお、応募者が1者の場合については、二次審査において、応募者に対する審査委員会による評価項目の点数の合計が平均70点以上であれば、実施要領及び仕様書等の条件を満たすものと判断し、特定者（優先交渉権者）とする。

イ 審査日

審査日は令和4年5月30日（月）午後2時30分から実施し、日時詳細、場所等をF A X及び電子メールにて連絡する。

ウ 選考評価基準（二次審査）

二次審査評価基準は以下の項目とする。

- 1 会社・団体等（連合体）の状況
 - ①事業の実績・実施体制

- ②地域密着型企業の是非（地域貢献）
- ③ I S Oの認定取得
- 2 発電規模及び工事計画
 - ①対象施設の発電規模
 - ②工事内容及び工事計画
- 3 市への売電価格
- 4 メンテナンス
- 5 施設運営
- 6 緊急時の体制
- 7 事業全体の総括

なお、詳細は評価基準表によるものとする。

エ 審査方法

プレゼンテーション20分、質疑10分の計30分で実施する。提出した企画提案書等の内容と説明内容が相違しないよう留意すること。プレゼンテーションにあたって資料を投影させる場合は、スクリーン及び電源は用意するが、パソコン、プロジェクターについては参加者が用意すること（要事前連絡）。

審査委員会は提出された企画提案書に基づき、二次審査評価基準に従って総合的に評価する。

なお、審査委員会は非公開で行うこととし、審査の内容や経過に関する異議、問合せには一切応じない。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果の通知は、審査実施日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に通知することとし、審査委員会の審査により最も優れた提案を行った特定者と、特定者の次に優れた提案を行った次点者に対し書面(様式第7号)をもって通知する。

1 0 契約に関する基本的事項

- (1) 市と特定者は、工事内容及び市への売電について提案に基づいた協議により、北杜市役所本庁舎再生可能エネルギー等導入事業（P P A事業）の契約を締結する。
- (2) 特定者の協議が調わない場合は、特定者はその地位を失い次点者と協議を行う。

1 1 プロポーザル全体のスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
------	----------

第1回プロポーザル審査委員会実施要領・審査基準の決定	令和4年4月26日（火）午前10時30分～
公告及び実施要領の公表・ホームページへの掲載	令和4年5月2日（月）～令和4年5月24日（火） 午前8時30分から午後5時まで
図面等閲覧見学期間	令和4年5月2日（月）～令和4年5月16日（月） 午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）
<u>募集</u> 期間	令和4年5月2日（月）～令和4年5月 <u>24日（火）</u> 午前8時30分から午後5時まで
質問受付期間	令和4年5月2日（月）～令和4年5月16日（月） 午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）
質問回答期間	質問書受付日の翌日から3日以内に回答 （閉庁日を除く）北杜市ホームページにて公開
参加申込書及び参加資格確認申請書提出期限	令和4年5月19日（木）午後5時まで
<u>提案書</u> 提出期限	令和4年5月24日（火）午後5時まで
第2回プロポーザル審査委員会 （プレゼンテーション審査）	令和4年5月30日（月）午後2時30分～ 随時審査 ※詳細は参加確定後に通知
審査結果通知	令和4年6月6日（月）までに応募者に通知する （審査日の翌日から閉庁日を除き5日以内）

12 その他

ア 市長が天災等の不可抗力により、プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告または通知した事項の変更、あるいは本プロポーザルを延期若しくは中止することができる。

イ 本件に係る応募書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する一切の費用は応募者の負担とする。

ウ 応募書類の提出に当たっての留意事項

提出された応募書類は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、応募書類の提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出するものとする。提出期限を過ぎた後は、

応募書類の追加、変更はできないものとする。理由を問わず、応募書類の提出期限後の提出は一切受け付けないものとする。応募書類の作成に当たっては、実施要領及び仕様書の記載事項の内容等を確認の上、作成するものとする。

エ 北杜市からの疑義照会及び追加資料の要求

応募書類を提出期限までに提出した者に対して、北杜市から応募書類の内容についての追加資料の提出を求めることがある。

オ 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、北杜市情報公開条例(平成16年北杜市条例第12号)に基づき、応募書類を公開することがある。